

Justice & Vigor

発信：弁護士法人

シティサンライズ法律事務所

弁護士 浦田 益之

弁護士 和田 恵

弁護士 磯谷 太一

TEL 058-265-1708

✉ info@urata-law.com



トランプ大統領令VS司法の判断

1. アメリカ合衆国憲法（1788年）には、租税、関税、輸入税、消費税を賦課徴収することを、連邦議会の権限と定めている（第1条第8節①）。

外国との通商を規制することも同様である（同③）。

ところが、トランプ米政権は、約70ヵ国・地域の関税に上乗せする相互関税の税率を見直した。

これに結論を急ぐ強引な交渉姿勢も加わり、戦後の自由貿易体制を脅かし、世界経済に分断と対立を招いている。

景気後退のおそれもある。

世界最大のGDPを誇る大国であるというのに、中国に対する経済戦争を仕掛けた点を除けば、アメリカファースト、つまるところ、トランプ大統領ファーストは、愚策としか考えられない。

2. トランプ大統領は、貿易赤字をもって緊急事態と位置付け、都合よく、「国際緊急経済権限法」（IEEPA）を持ち出し、安全保障上の措置だとして、大統領令で、議会の承認を受けることなく関税率を引き上げた。

前例がないのと、元はといえば、IEEPAは敵対国への制裁措置として使われるべきものであったのを、友好国や同盟国に対して適用しており批判が集まっている。

もう一つは、自動車や鉄鋼・アルミニウムを対象とした品目別関税の場合は、「通商拡大法第232条」を根拠にした。

この法律は、1962年当時、制定され、輸入品が米国に入ることによって国家の安全保障に脅威を与えると、大統領に追加関税や輸入制限の是正措置を取る権限を付与していた。

しかし、同法は冷戦下において資源確保や防衛産業保護の目的のために設けられていて、現下の実情には即していない。

3. トランプ大統領は、大統領令を駆使して、議会を通さず、関税を始め、移民、環境、ジェンダー、政府職員削減など幅広い政策を打っている。

4. これに対して、関税を巡る憲法訴訟が相次ぎ起こされる事態となり、何もかもでその数380件ほどに達している。

2025年5月、米国際貿易裁判所は、相互関税などの発動は認められず、大統領権限を逸脱する憲法違反と断じた。

続いて、8月29日には、ワシントンの連邦巡回区控訴裁判所が、IEEPAは制定時大統領に米議会が関税をかける権限を無制限に与える意図があったとは考えにくいとして、一審判決を支持した。

この判決は、日本を含む世界各国、地域に対する相互関税や、中国、カナダ、メキシコに課した追加関税（合成麻薬の米国への流入阻止のためのもの）を対象としている。

5. 政権側は、上訴するので、今後は連邦最高裁が判断する。

だが、最高裁の構成は、9人の裁判官のうち6人が保守派を占め、特に安全保障に関する問題については、大統領の政策を尊重する傾向が強いと見られているので、どう結論を導くかは読めない状況にあるようだ。

現に、2025年6月、最高裁は、下級審が大統領令を差し止めることは許されないとの判断を示している。

そこにまた、トランプ政府が、犯罪対策を名目にして、特別区ワシントンの警察権を掌握した措置に対して、同区の司法長官が編入措置の違法性を確認する訴えを連邦地裁に起こした。

これは、国内での争いになるが、ワシントンは「政権は法的権限を乱用して自治を侵害しており、犯罪発生率も改善している以上、対策に名を借りて介入すべきではない」と主張している。

独立性が保障されている筈のFRB（連邦準備制度理事会）についても、トランプ大統領は、理事を解任するなどして、これを支配下に置こうとしている。

（2025. 9. 3記）



南国特有の現象
「環天頂アーク」

なぜ老後がある？

1 岐阜県は、2025年9月12日、県内の100歳以上の高齢者が、1706人になったと発表した。

これは、9月1日のデータを基にして、敬老の日の見込数であるが、前年比116人増で、内訳は女性1508人（100人増）、男性198人（16人増）となる。集計を開始したのは、2002年の243人であったのに、2016年に1000人を超え、2023年には1500人を突破した。

2. 厚生労働省は、同じ日に、全国の100歳超え高齢者は過去最多の9万9763人になったと発表している。

うち女性は約88%を占める8万7784人となっている。

人口10万人当たりの100歳以上の高齢者は80.58人であり、最多は島根県の168.69人、最少は埼玉県の48.50人とされている。

岐阜県は、89.04人で、多い順の29位に付けている。

3. 長寿は、生涯を通じて生き甲斐が追求できるから、誠に喜ばしいことに違いない。

生物学的には、他の哺乳類と同様、ヒトの寿命は55歳くらいと説く人がいる。

心臓は、脳と同じく再生能力がなく、使った分だけ機能が落ちることを、その理由の一つにしてのことだ。

だが、面白いことに、ヒトには「老後」があり、こちらは社会の発展、成長と共に延伸を続けている。

動物には、一部の例外を除くと、老後はないとされている。

ヒトも、古代人に老後があったとする話も聞かない。

ヒトの場合、何のために老後があるのか。

老いることにどんな意味が込められているのか。

老後が存在することによって社会が発展・成長した、否、社会が発展・成長したから老後が生まれた—

その役割を考えずして、唯、ボーと生きている訳にはいかなかった。

次回案内

岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 10月22日（毎月第4水曜日午後4時5分から）

特別コーナー 「私たちも情報提供します」

「崇福寺と織田信長公」

崇福寺閑栖・東海康道

市歴史博物館開館四十周年記念特別展として、「岐阜城と織田信長」が開催されております。

稲葉山城を本格的に整備したのは斎藤道山公であり、その後に織田信長公が入城致します。

私の生まれは大桑の善性寺の長男であり、後年崇福寺へ入寺致しましたが、その大桑城跡出土品の展示も行われております。

さて、ここで崇福寺の寺歴や織田信長公の関りについて、述べさせていただきます。 **著者近影**



前身は、土岐満康によって明徳元年（1390）に創建された大寿山崇福寺で、一山派（五山）でした。

その後、斎藤利匡公（前藤家）によって、永正八年（1511）に興されたのが、臨済宗妙心寺派神護山崇寺です。

その後、永禄十年九月六日（1567）稲葉山城が落城し、織田信長公が入場致し、すぐに「天下布武」印を使用する様になりました。稲葉山城より京の都の方向を何度も望んでいた事でしょう。



崇福寺

寺伝によると、信長公は粗暴で何をされるか知れないので過去帳等を井戸に隠したとの事でしたが…！？

閑話休題、井の口を岐阜に改称した件について触れます。

第四世栢堂景森禅師は、織田家の家臣・鳴海助右衛門の援助のもと織田家菩提所に指定される様尽力致しました。

鳴海助右衛門より、井の口を岐阜に改める事について問われたのが、栢堂景森禅師であり、「また宜しからざるか」と返書しております。

永禄十一年（1568）五月の事で、「天下布武」印の翌年という事が、「崇福寺史」（平成二十二年発刊）より分かります。

織田信長公信忠公も開基になられており、信長公画像・禁制書・天下布武印・墓所・位牌所・血天井等がございます。



織田信長公

崇福寺

岐阜市長良福光 2403-1

創建1390年 開山 太白真玄禅師

織田信長の菩提寺、有栖川宮のゆかりの寺として知られる。

崇福寺史

2010（H22）年5月30日、著者・横山住雄（濃尾歴史文化研究所主宰）発行・崇福寺東海康道にて出版する（471ページ）。